

令和6年6月27日

食品表示の適正化に向けた取組について

消費者庁は、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食品の表示・広告の適正化を図るため、都道府県等と連携し、食品表示法等の規定に基づき下記の取組を実施することとしましたので、お知らせいたします。

1 基本方針

不適切な食品の表示に対しては、消費者庁が横断的に取締りを行いつつ、地方出先機関を有し、監視業務についてのノウハウを有する農林水産省及び財務省並びに都道府県・保健所等が相互に連携し、食品表示の関係法令の規定に基づき効果的・効率的な取締りの執行体制を確保しているところです。

このような体制の下、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期においては、次のとおり、食品表示の重点事項について、取締り等を行うこととしました。

2 夏期一斉取締りの実施について

国及び都道府県等においては、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食中毒などの健康被害の発生を防止するため、従来から食品衛生の監視指導を強化してきたところです。例年どおり、この時期に合わせ、食品等の表示の信頼性を確保する観点から、食品表示の衛生・保健事項に係る取締りの強化を全国一斉に実施します（別紙）。

（１）実施時期：令和6年7月1日から同月31日まで

（２）主な監視指導事項

- ア アレルゲン、期限表示等の衛生・保健事項に関する表示
- イ 保健機能食品を含めた健康食品に関する表示
- ウ 生食用食肉、遺伝子組換え食品等に関する表示
- エ 道の駅や産地直売所、業務用加工食品に関する表示
- オ 食品表示基準に基づく表示方法の普及・啓発

3 表示の適正化等に向けた重点的な取組について

国及び都道府県等においては、食品表示の適正化を図るため、従来から食品

表示法や景品表示法等に基づく各種通知やガイドライン等により、監視指導を実施してきたところです。

近年、日本で発生している細菌性食中毒の中で、カンピロバクター食中毒の発生件数が最も多いこと、くるみの特定原材料への追加及びマカダミアナッツの特定原材料に準ずるものへの追加がなされたことなどを踏まえ、夏期一斉取締りに当たっては、改めて、次のとおり監視指導及び啓発活動を実施します。

(1) カンピロバクター食中毒対策の推進について

近年、日本で発生している細菌性食中毒の中で、カンピロバクター食中毒の発生件数が最も多いこと、及び「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～鶏肉等における *Campylobacter jejuni/coli* ～（改訂版）」（令和3年6月、内閣府食品安全委員会公表）において、「加熱用」等の表示に係る情報伝達の重要性等が示されていることなどに鑑み、カンピロバクター食中毒の予防対策について、加熱が必要な旨の確実な情報伝達等により、加熱用の鶏肉等が生食又は加熱不十分で提供されることのないよう、食品衛生部局と連携しつつ、食品関連事業者等への周知啓発を図る。

(2) くるみの特定原材料への追加及び特定原材料に準ずるものの取扱いについて

特定原材料としてくるみが追加されたことを踏まえ、原材料・製造方法の再確認等、これまでアレルギーとしてくるみを表示していなかった場合には、速やかに表示を行うことについて、食品関連事業者等への周知啓発を図る。また、特定原材料に準ずるものとして追加されたマカダミアナッツ及び近年症例数の増加等が認められるカシューナッツについて、アレルギー表示をしていない食品関連事業者等に対して可能な限り表示することを促し、削除されたまつたけについて、アレルギー表示の削除を促すこと。

(3) 「乳児用規格適用食品である旨」の表示の周知啓発について¹⁾

乳児用規格適用食品について、令和5年6月29日付けで「食品表示基準について」を一部改正し、食品表示基準第3条第3項では乳児用食品としての放射性物質の規格が適用される食品であることが容易に判別できる食品については、表示を省略できるとされていることを踏まえ、乳児用食品は全て表示を省略できることを併せて明確にし、単に「乳児用規格適用食品」と表示がなされることのないよう本制度を運用することとしたところ。令和7年3月末までの間に表示方法の見直しが行われるよう、改正の趣旨について、食品関連事業者等への周知啓発を図る。

¹ 乳児用食品として容易に判別できる食品には、単に「乳児用規格適用食品」と表示しないよう周知啓発を行うことを主旨とする。

(4) いわゆる「健康食品」等の監視指導について²

社会的な関心が高まっているいわゆる「健康食品」の広告を含む表示について、食品表示基準第9条及び第23条の表示禁止事項に特に留意の上、食品表示基準に定められた表示事項及び遵守事項が遵守されるよう、食品関連事業者等に対し適切に監視指導を行う。

(5) その他

近年新たに改正された食品表示制度や不適正表示が散見される事項について、食品関連事業者等に対する注意喚起・周知啓発等を図る。

- ① 食品リコール（自主回収）に係る主な発生原因を踏まえた注意喚起について
- ② 食品添加物の不使用表示について
- ③ 遺伝子組換え食品に関する表示制度の周知啓発について
- ④ 原産地及び原料原産地名表示の適正化について³
- ⑤ 健康食品の表示の適正化について
- ⑥ 経口補水液と誤認されるおそれのある表示への対応に関する周知啓発について

本件に関する問合せ先 消費者庁食品表示課食品表示対策室 谷口、向、大西 TEL：03(3507)8800（代表） H P：https://www.caa.go.jp/

² いわゆる「健康食品」と呼ばれるものについては法律上の定義がないが、医薬品以外で経口的に摂取される「健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して摂られている食品」のことをいう。「保健機能食品」である特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品も、この広義の「健康食品」に含まれる。

³ この「健康食品」は消費者庁公表の「[健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について（冊子）（令和5年1月作成）（caa.go.jp）](https://www.caa.go.jp/pdfs/20230101_0001.pdf)」に定義する健康増進法に定める健康保持増進効果等を表示して食品として販売に供する物をいう。

消食表第473号
令和6年6月7日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

消費者庁次長
(公印省略)

令和6年度食品衛生法等の規定に基づく食品等の表示に係る
夏期一斉取締りの実施について

食品等の表示に係る監視指導については、日頃から格別の御尽力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記については、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食品等の表示の適正を確保する観点から、全国一斉に標記取締りを実施していただくこととしているところ、本年度の夏期一斉取締りについては、下記に御留意の上、別添1の実施要領に沿って御協力をお願いします。

また、実施計画の策定に当たっては、貴管轄下の実情に応じて実行可能な範囲で、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定める表示事項（食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）第7条第1項に定める事項に係るものに限る。）の遵守及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止に関する監視指導に努めていただくようお願いします。

さらに、食品表示基準については、継続的に制度改正が行われていることに鑑み、食品関連事業者等に対する食品表示の適正化に向けた継続的な周知啓発を行うための体制の整備に特段の御配慮をお願いします。

なお、別添1の実施要領は、夏期一斉取締りに係る基本事項であることから、監視指導に当たっては、各都道府県等において、都道府県等食品衛生監視指導計画等に基づい

て適宜事項を追加するとともに、景品表示法等の他法令に違反しているおそれのある表示を確認した際には、担当部署に情報提供するなど、引き続き、適切な連携対応をお願いします。

取りまとめ結果については、追って公表することとしていますので、御了知ください。

記

1. カンピロバクター食中毒対策の推進について

カンピロバクター食中毒は、日本で発生している細菌性食中毒の中で、近年、発生件数が最も多く、令和5年においても事件数211件、患者数2,089人（厚生労働省公表食中毒統計）で推移していること、及び「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～鶏肉等における *Campylobacter jejuni/coli* ～（改訂版）」（令和3年6月内閣府食品安全委員会公表）において、「国内の食鳥と体や市販鶏肉の汚染状況及び食中毒発生状況を考慮すると、加熱用の鶏肉が、生食又は加熱不十分な状態で喫食されないよう、リスク管理機関は、食鳥処理場から出荷される鶏肉について、飲食店営業者が客に提供する際に加熱が必要である旨を表示等で確実に情報伝達すること及び食中毒発生時の再徹底を一層強めていくべきである。」と示されていることに鑑み、カンピロバクター食中毒の予防対策について、引き続き、加熱が必要である旨の確実な情報伝達等により、加熱用の鶏肉等が生食又は加熱不十分で提供されることのないよう、「鶏肉によるカンピロバクター食中毒を発生させないために」¹の啓発パンフレット等を活用し、食品衛生部局と連携しつつ、食品関連事業者等への周知啓発を図ること。

2. くるみの特定原材料への追加及び特定原材料に準ずるものの取扱いについて

令和5年3月9日付けで特定原材料として新たに追加されたくるみについて、食品関連事業者等に対し、これまでアレルゲンとしてくるみを表示していなかった場合には、速やかに表示を行うことを依頼するとともに、令和7年3月31日までの経過措置期間はあるものの、原材料・製造方法の再確認、原材料段階における管理に関する仕入れ先への再確認や必要に応じて「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知）の「別添 アレルゲンを含む食品の検査方法」による確認等を行うことについて周知啓発を図ること。

また、特定原材料に準ずるものとして、カシューナッツ及び令和6年3月28日付けで新たに追加されたマカダミアナッツについては、アレルギー表示をしていない食品関連事業者等に対し、可能な限り表示することを促すこと。さらに、まっただけは令和

¹ https://www.caa.go.jp/publication/pamphlet/#food_attention

6年3月28日付けで削除されたことから、アレルギー表示の削除を促すこと。

3. 「乳児用規格適用食品である旨」の表示の周知啓発について

乳児用規格適用食品について、令和5年6月29日付けで「食品表示基準について」を一部改正し、義務表示事項の表示に当たっては、食品衛生法に基づき乳児用食品に係る放射性物質の規格が適用される食品であることを明記することを原則とした。他方、食品表示基準第3条第3項では乳児用規格適用食品であることが容易に判別できる食品については、表示を省略できるとされていることを踏まえ、乳児用食品は全て表示を省略できることを併せて明確にし、単に「乳児用規格適用食品」と表示がなされることのないよう本制度を運用することとした。改正趣旨を踏まえ、可能な限り速やかに表示の見直しを行うことが望ましいが、令和7年3月末までの間に表示見直しが行われるよう、改正趣旨について、食品関連事業者等への周知啓発を図ること。

4. いわゆる「健康食品」等の監視指導について

今般の小林製薬株式会社の紅麹関連製品に係る事案を受け、機能性表示食品制度等に関する今後の対応が取りまとめられたところである。これを踏まえ、今後進められる機能性表示食品の制度と運用の見直しに留意されるとともに、社会的な関心が高まっているいわゆる「健康食品」の広告を含む表示について、監視体制の強化が求められるところ、食品表示基準第9条及び第23条の表示禁止事項に特に留意の上、食品表示基準に定められた表示事項及び遵守事項が遵守されるよう、食品関連事業者等に対し適切に監視指導を行うこと。

5. その他

(1) 食品リコール（自主回収）に係る主な発生原因を踏まえた注意喚起について

食品表示法に基づく自主回収については、運用開始した令和3年6月1日から令和6年3月末時点までの実績を消費者庁ウェブサイトにおいて公表しており、令和5年度における届出件数の実績は、1,798件となっているところ、回収理由の主な発生原因として、

- ・表示内容別では、アレルギー表示の誤記載又は表示漏れ等が928件、期限表示の誤記載等が493件、保存方法の誤記載等が41件であった。
- ・業種別では、スーパー等の販売業におけるアレルギー表示関連が616件、期限表示関連が198件、保存方法関連が17件、次いで、製造業におけるアレルギー表示関連が184件、期限表示関連が174件であった。

上記を踏まえ、スーパー等の販売業及び製造業に対し、アレルギー表示、期限表示及び保存方法の誤記載、表示漏れ等に特に注意するよう喚起すること。

その際、食品表示法に基づく自主回収の届出状況（運用開始（令和3年6月1日）

～令和6年3月末時点)²を活用するなどにより、食品関連事業者等に対して注意喚起を図ること。

(2) 食品添加物の不使用表示について

食品添加物の不使用表示に関して、食品関連事業者等による表示の見直しの期間を令和6年3月末までとしていることから、運用開始となった「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」に留意し、食品関連事業者等に対する監視指導を徹底すること。

(参考)

①食品表示基準に係るQ&A（別添 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_220330_25.pdf

②「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」の10類型イラスト

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/food_additive/assets/food_labeling_cms204_220701_03.pdf

(3) 遺伝子組換え食品に関する表示制度の周知啓発について

食品表示基準に基づく遺伝子組換え食品に関する表示制度については、これまでは、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産管理が行われた旨の任意表示に代えて「遺伝子組換えでない」との表示も可能としてきた。しかしながら、分別生産流通管理をしても遺伝子組換え農産物が混入している可能性があるにもかかわらず「遺伝子組換えでない」と表示する事例が確認されており、それを消費者の誤認防止や表示の正確性の担保の観点から問題があるとして、「遺伝子組換えでない」旨の表示ができるのは、遺伝子組換え農産物の混入がないことが科学的に検証できる場合に限定する改正を平成31年4月に行い、令和5年4月に施行されたところ。なお、遺伝子組換え農産物が混入しないように「分別生産流通管理」が行われたことを確認しただけのものについては、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理した旨、例えば、「遺伝子組換え混入防止管理済み」等の表示を可能とすることとし、より消費者に分かりやすい表示とすることとした。本制度の改正について、遺伝子組換え表示制度パンフレット³を活用するなどにより、食品関連事業者等への周知啓発を図るこ

²

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_recall/information/assets/food_labeling_cms203_240424_01.pdf

³

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/assets/food_labeling_cms201_240401_02.pdf

と。

（４）原産地及び原料原産地名表示の適正化について

令和５年度における食品表示法に基づく指示・公表の実績は、国や都道府県等全体で２２件となっており、そのうちの２０件が原産地及び原料原産地名の表示違反となっているところ、事実と異なる原産地等を表示して販売する行為は、食品表示制度に対する消費者の信頼を揺るがしかねないことから、これらの被疑を発見した場合には、速やかに当該食品関連事業者に対する措置権限を有する関係機関に情報回付すること。

（５）健康食品の表示の適正化について

近年、国民の健康志向の高まりから、健康食品が広く普及する中、健康の保持増進の効果等が必ずしも実証されていないにもかかわらず、当該効果等を期待させるような虚偽誇大表示等に該当するおそれのある宣伝等が見受けられる。このため、消費者庁が公表している「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について（冊子）」（平成２８年６月３０日公表、令和４年１２月５日一部改定）^４について、健康食品を販売する事業者等に対して周知啓発を図ること。

（６）経口補水液と誤認されるおそれのある表示への対応に関する周知啓発について

経口補水液については、特別用途食品制度における個別評価型病者用食品として許可されたもの以外に、許可を得ずにあたかも病者用食品であるかのように表示している事例が確認されていたため、令和５年５月に特別用途食品の許可基準型病者用食品に「経口補水液」の区分を新設した。これにより、特別用途食品の許可を得ずに、広告を含め、病者用などの健康の保持・回復等の特別な用途を食品に表示する場合には、健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第４３条第１項に基づき、内閣総理大臣の許可を受けなければならないこととなった。

また、「特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について」

（令和５年５月１９日付け消食表第２４５号^５において、「経口補水液」と表示している既存の清涼飲料水の取扱いについては、許可基準型の表示許可を取得するなど、速やかに必要な対応を講じることについて周知を図るよう通知したところである。特

４

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms213_230131_01.pdf

５

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/assets/food_labeling_cms206_230519_03.pdf

別用途食品の許可を得ずに「経口補水液」と表示している既存の清涼飲料水の取扱いについては、許可基準型の表示許可手続や包装資材の切替えに一定程度の期間が必要であること等を考慮し、令和7年5月末までの間に対応を終えるよう、引き続き食品関連事業者等に対して周知啓発を図ること。

(※本通知の別添については、添付省略)

以上

消費者庁食品表示課食品表示対策室
担 当：谷口、向、大西
電 話：03-3507-8800（代表）
e-mail：g.shokuhytai@caa.go.jp